

議会改革調査特別委員会を経て

「かすみがうら市議会の大きな決断」

市議会では、一層の適正健全な運営に向けた議会改革に取り組んでいくため、全議員で構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、『市議会議員一般選挙と他の選挙との同日選挙について』、『適正な議員定数について』及び『適正な議員報酬について』調査研究を重ねてまいりました。

この委員会の調査結果を基に、かすみがうら市議会として次のとおり決断しました。

〔1〕市議会議員一般選挙と他の選挙との同日選挙について

選挙執行経費の削減や投票率の向上、選挙事務の効率化等の観点から、市議会議員一般選挙（市議選）を、市長選挙又は茨城県議会議員一般選挙（県議選）と同日に行うための調査研究を行いました。

委員会では、本年7月の市長選挙よりも、十分な周知期間が確保できる県議選との同日実施が望ましいという結論に至りました。

このことに基づき、令和8年第2回定例会（6月16日）において、市議会は委員会発議第2号「茨城県議会議員一般選挙との同日選挙の実現を目指す、自主解散に向けた必要な措置を講ずる決議」を全会一致で可決し、具体的に次の方針で取り組むことを決定しました。



令和8年12月1日での市議会自主解散へ

今年度予定されているかすみがうら市議選を前倒しし、令和8年12月の第3日曜日（20日）に実施することにより、次回（4年後）以降の改選において、県議選との同日選挙を継続的に実現することを目指し、令和8年12月1日の市議会自主解散に向け必要な措置を講ずる。

〔2〕適正な議員定数について

本市議会議員定数については、平成22年度に20名から16名に削減して以降、急激に変化する社会情勢のなかで、現状の定数の適正性について市議会として議論がなされていない現状にあるため、適正な議員定数について調査研究を行いました。

委員会では、全国及び茨城県内における同等規模の自治体と比較した結果、現在の本市の議員定数16名は決して多くはないこと、また、一人ひとりが担う職責や委員会の健全な運営を維持する観点からも、現在の議員定数16人は適正であるとの結論に、全会一致で至りました。

〔3〕適正な議員報酬について

今般、地方議員のなり手不足が深刻化するなか、特に、若年層や子育て世代が議員になることが困難な状況にあります。議会の意思決定や政策立案、行政監視といった機能の更なる充実・強化を図る必要があるため、議員報酬の適正化についても調査研究を行いました。

調査の中で、本市の議員報酬は、全国における人口5万人未満の市の平均や、茨城県内における同等規模の市と比較して、低い水準にあることが浮き彫りとなりました。

特別職の報酬等については、その職責の重要性や社会経済情勢、市の財政状況、市民感覚等を踏まえ、適正な水準を維持することが求められており、公平性と透明性を確保するため、その水準は第三者機関において審議されることが重要です。

よって、昨今の社会経済情勢の変化、全国及び県内の類似団体における議員報酬等の状況を踏まえ、特別職の報酬等に関する事項について、かすみがうら市特別職報酬等審議会において今後も継続的かつ定期的に審議が行われるよう、市長へ要望することを全会一致で決定しました。



◎同日選挙になると、選挙執行経費はどのくらい削減できるか

かすみがうら市議会議員一般選挙においては、前回の令和5年1月の選挙を例に挙げると、約3300万円の歳出がありました。県議選との同日選挙が実現すると、1回あたり約1400万円の削減が見込まれます。

市議選1回の 総額 約3300万円 (前回の例)
うち 削減見込額 約1400万円

削減が見込める項目
・職員人件費
・選挙管理委員会委員・当日立会人報酬
・郵送料 等
※県議選との重複による

◎なぜ今回から同日選挙にしないのか

県議選は、慣例的に「12月第2日曜日」に行われています。これに合わせて市議選との同日選挙を継続的に実現するためには、従来1月下旬にあった市議選の日を前倒しする必要があります。早期の自主解散に向けて取り組むこととなります。

しかし、今回その12月第2日曜日（13日）をあえて避け、県議選と1週間ずらした12月第3日曜日（20日）に市議選の実施を目指すとしたのは、地方議会議員の選挙を行う期間に次の2点の制約があることが関係しています。

まず、解散後の一般選挙で当選した地方議会議員の任期は、地方自治法により「一般選挙が行われた日から4年を経過した日の前日まで」とされます。

さらに、その任期が満了するときの一般選挙は、公職選挙法により「議員の任期満了日の前30日以内」に行わなければなりません。

これらによって、将来にわたって市議選ができる期間が固定化されるため、「今年から無理に県議選と同日にすると、将来的に同日選挙ができなくなるリスク」が生じます。

今回の決定は、将来推測される県議選の候補日を全てカバーし、経費削減等の効果を永続させるための戦略的な決断です。

【詳細な説明は次号に掲載します】

◎議員定数・議員報酬を比較した自治体

委員会の調査では、令和6年12月31日時点の、全国及び茨城県内における人口が同等規模の市と比較しました。

全国での比較では、市の数815のうち5万人未満の市が303あり、この303市について、1市当たりの議員定数を平均すると16・8人、1市当たりの議員報酬を平均すると33万9千円でした。

左表は、茨城県内における大規模な市と本市と人口規模が近い市の議員定数及び報酬を示したものです。

自治体名	人口 (人)	議員定数 (人)	議員報酬 (月額・円)
水戸市	267,467	28	590,000
つくば市	259,018	28	584,000
日立市	163,855	24	510,000
:			
北茨城市	39,009	19	391,000
稲敷市	37,012	18	360,000
常陸大宮市	37,861	18	350,000
桜川市	37,635	16	345,000
かすみがうら市	39,893	16	269,000 (※)

(令和6年12月31日時点)

参考：全国市議会議長会HP・茨城県HP・茨城県市町村ガイド

※令和7年3月定例会の議決に基づき、本市の議員報酬は改選後の任期から31万円に改定されますが、他市との比較において依然として低い水準にあります。